

盛岡市教育委員会における時間外勤務削減や業務改善に向けた取組について

盛岡市教育委員会では、平成 25 年度から 27 年度まで、「時間外勤務削減会議」を設置し、国の方針を踏まえた学校における時間外勤務削減のための抜本的対策等について協議してきた。

最近の働き方改革の流れや教育委員会からの指導を受け、教職員もこれまであまり意識していなかった自身の時間外勤務時間を意識するようになってきている。また、時間外勤務時間の削減の取組についても、教育委員会と学校が連携しながら、会議や研究会の効率化、事務文書の簡略化、学校行事の見直しなどを進めるとともに、各学校の実態や状況に応じて、積極的に時間外勤務時間の削減に向けた工夫改善を図るようになってきている。

一方、学習指導要領の改訂による学習指導の充実と外国語科の時間増、課題を抱える児童生徒と保護者への対応、地域社会からの要請等、学校が抱える課題は複雑化・多様化し、教職員の業務負担がさらに増加していることから、学校現場の実態調査の結果や教職員の声を生かし、校務用ノートパソコンの活用や部活動の適正化、休暇取得の推進など、働き方改革の一層の推進を図り、教職員の心身の健康保持や、子どもと向き合う時間の確保に努めていく。

平成 30 年度には、「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、教育委員会及び各学校が働き方改革のための業務改善に取り組むことで、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えていく。

1 これまでの取組について

- (1) 平成 27 年 9 月 15 日付け教育長名で「教職員の時間外勤務時間等報告の集計結果及び労働安全衛生体制の整備について」を各学校に通知し、時間外勤務削減について意識してもらうとともに、安全衛生について、職員会議や職員集会の時間の活用等により、職員から意見を聞くための機会を定期的に設ける取組を指導した。
- (2) 校長会議や事務職員のワーキンググループを通じて、時間外勤務時間の削減に向けて、学校における会議や研究会の効率化、学校行事の見直し等について、各学校に指導してきた。
- (3) 事務手続きの簡素化や提出文書等の簡略化、会議時間の縮減などに取り組んできた。
- (4) 平成 27 年 12 月 28 日付け総務課長名で「グループウェアの利用方法について」を通知し、学校の事務負担の軽減を図るために、学校に通知する方法を関係機関に周知し、受け取る側である学校での手続きの簡素化を図った。
- (5) 平成 29 年 3 月 23 日付け教育長名で「部活動の適正な在り方」を各学校に通知し、第 2、第 4 日曜日（月 2 回以上）の休養日に加え、学期中は週当たり 1 日以上休養日を設定することとした。
- (6) 平成 29 年 7 月 20 日付け教育長名で「教職員の時間外勤務時間の把握について」を通知し、校長に対して、改めて教職員一人一人の時間外勤務時間の実態を把握し、個々の働き方や心身の健康に応じた指導・助言を行うように指導した。
- (7) 少人数非常勤講師やスクールアシスタント等を配置して、学校業務を支援するスタッフを充実させることにより、教職員の負担軽減を図ってきた。

2 平成 30 年度の取組について

(1) 管理・評価等における電子媒体の活用推進

※市長予算査定により，平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年で，市内小中学校の全教職員に校務用ノートパソコンを配備し活用を図っている。

① 指導要録

- ・国の動き（様式例の通知）を見ながら，電子媒体での様式を作成する。
- ・各学校に様式を送付し，一人一台パソコンでの作業を可能とする。
- ・各様式の取扱及び情報管理についてのガイドラインを作成する。

② 出席簿

- ・様式を簡略化する。
- ・パソコン作業で可能なものとする。

(2) 学校閉庁日の設定

- ・お盆期間を学校閉庁期間とし，一斉閉庁としてよいこととする。
- ・閉庁日は全教職員（市職員を除く）が休暇取得（年次、夏季、振替等）で対応する。

(3) 部活動の適正化の推進

- ・「第 2，第 4 日曜日（月 2 回以上）の休養日に加え，学期中は週当たり 1 日以上休養日を設定」を徹底する。
- ・各学校では，現在，自校の部活動として参加している大会等を把握し，精選に努める。

3 今後の課題，検討事項について

- (1) 国や県の方針に基づく部活動の適正化の推進 <学校教育課>
- (2) 部活動指導員の配置 <学務教職員課>
- (3) 勤務時間，時間外勤務状況の効率的な把握システムの構築 <学務教職員課>
- (4) 留守番・転送電話の設置 <総務課>
- (5) 一斉定時退勤日の設定 <学務教職員課>
- (6) 長期休業期間中における学校閉庁日の期間拡充 <学務教職員課>
- (7) 報告文書，研修会等の精選 <事務局各課>
- (8) 学校経営計画への位置付け <学務教職員課>